

家畜人工授精所による自己点検結果

(1) 実施期間

令和3年6月～令和4年3月

(2) 自己点検要請対象

牛の家畜人工授精用精液等を取り扱う家畜人工授精所

〔ただし、家畜改良増殖法に基づく立入検査の実施により法令遵守状況が明らかとなっている家畜人工授精所等を除く〕

(3) 回答か所数

3,950か所

(4) 自己点検事項及び結果概要

○和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）の取扱いの有無

取り扱いがある	取り扱いがない	無回答
3,741 (95.2%)	188 (4.8%)	21

※（）内は太字枠内での割合。以下同じ。

<家畜改良増殖法に係る点検事項>

- 1 貴家畜人工授精所の開設許可証（若しくは管理番号等の通知）に記載されている業務の別は次のうちどれに該当しますか。（あてはまるもの全てにチェックして下さい。）【確認書類等：開設許可証、管理番号等の通知】

選択肢	回答数
(1) 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務	434
(2) 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務	598
(3) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）	144
(4) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）	145
(5) 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存	3,436
無回答等	18

- 2 貴家畜人工授精所の実際の業務は、次のうちどれに該当しますか。（あてはまるもの全てにチェックして下さい。）

選択肢	回答数
(1) 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務	317
(2) 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務	493
(3) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）	87
(4) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から	107

未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)	
(5) 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存	3,405
無回答等	22

- 3 家畜人工授精所の開設の許可を得ている「業務の別」と実際の業務の内容は一致していますか。【確認書類等：開設許可証、管理番号等の通知】

はい	いいえ	無回答
3,892 (98.8%)	46 (1.2%)	12

- 4 開設の許可を得た際の、構造・設備・器具に変更はありませんか。【確認書類等：開設許可証申請書(控)、管理番号等の通知】

ない	ある	無回答
3,890 (98.8%)	48 (1.2%)	12

- 5 所有又は委託により保管する精液や受精卵は、液体窒素保存容器内で種雄牛名や採取年月日により区分して保存するなど、証明書に記載されている採取年月日と同じものを使用又は譲渡できるように管理していますか。【通知事項】

はい	いいえ	無回答
3,820 (97.2%)	109 (2.8%)	21

- 6 精液及び受精卵の在庫数を定期的に確認していますか。【確認書類等：運営状況の報告(様式第28号)】

はい	いいえ	無回答
3,784 (96.4%)	143 (3.6%)	23

※赤枠は「いいえ」の回答が3%以上の設問。以下同じ。

- 7 精液又は受精卵に添付された証明書は、未使用のものと既に注入又は移植したものとを区分し、適正に管理・保存していますか。【確認書類等：精液証明書、受精卵証明書】

はい	いいえ	無回答
3,799 (96.7%)	129 (3.3%)	22

- 8 6及び7の精液又は受精卵の数と、それぞれに添付された証明書の枚数は一致していますか。【確認書類等：精液証明書、受精卵証明書】

はい	いいえ	無回答
3,819 (97.2%)	109 (2.8%)	22

- 9 精液又は受精卵に添付された証明書の「譲渡・経由の確認」の欄は正しく記載されていますか。【確認書類等：精液証明書、受精卵証明書】

はい	いいえ	無回答
3,882 (98.8%)	47 (1.2%)	21

- 10 貴家畜人工授精所の獣医師又は家畜人工授精師が精液の注入や受精卵の移植を行った時は、家畜人工授精又は受精卵移植に関する事項を速やかに家畜人工授精簿に記録していますか。【確認書類等：家畜人工授精簿（様式第 13 号）精液の注入（その 3）・受精卵の移植（その 7）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,512 (98.9%)	40 (1.1%)	390	8

- 11 10 の家畜人工授精簿には、注入・移植した精液又は受精卵の証明書を添付するなどし、速やかに照合できるように適切に保管していますか。（授精証明書又は受精卵移植証明書の交付前。）【確認書類等：家畜人工授精簿（様式第 13 号）精液の注入（その 3）・受精卵の移植（その 7）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,454 (97.4%)	93 (2.6%)	394	9

- 12 授精証明書又は受精卵移植証明書を交付する際に、注入・移植した精液又は受精卵に添付されていた証明書を交付する授精証明書又は受精卵移植証明書に貼り付けるとともに、その写しを書面又は電磁的記録により保管していますか。【確認書類等：授精証明書（様式第 17 号）、体内受精卵移植証明書（様式第 18 号）、体外受精卵移植証明書（様式第 19 号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,350 (95.9%)	142 (4.1%)	450	8

- 13 精液又は受精卵を生産（処理）した際には、種付台帳又は家畜人工授精簿に採取や処理、生産に関する事項を速やかに記載していますか。【確認書類等：種付台帳（様式第 4 号）精液の採取等（その 3：自ら飼養する種畜の場合）、家畜人工授精簿（様式第 13 号）精液の採取及び処理（その 2：他者が飼養する種畜の場合）・体内受精卵の採取及び処理（その 5）・体外受精卵の生産（その 6）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
1,196 (99.0%)	12 (1.0%)	2,730	12

- 14 令和 2 年 10 月 1 日以降に、和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を生産した際には、容器（ストロー）に必要事項を表示をしていますか。

はい	いいえ	該当なし	無回答
776 (98.5%)	12 (1.5%)	3,151	11

- 15 精液又は受精卵の処理（生産）を行っている場合には、異物混入や取り違えを防止するためのマニュアル等を作成していますか。【推奨事項】

はい	いいえ	該当なし	無回答
604 (73.4%)	219 (26.6%)	3,115	12

- 16 種付台帳及び家畜人工授精簿は、5 年間保存していますか。【確認書類等：種付台帳（様式第 4 号）、家畜人工授精簿（様式第 13 号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,427 (97.6%)	84 (2.4%)	430	9

- 17 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を取り扱う家畜人工授精所の開設者に義務づけられた「譲渡等記録簿」を記載していますか。【確認書類等：譲渡等記録簿（様式第24号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
2,940 (93.1%)	218 (6.9%)	781	11

- 18 「譲渡等記録簿」を様式第24号以外の様式で管理している場合、様式第24号の事項を網羅し、速やかに照合できるように管理していますか。【確認書類等：譲渡等記録簿（様式第24号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
2,742 (94.4%)	163 (5.6%)	1,034	11

- 19 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を譲渡又は譲受する相手先が、家畜人工授精所を開設しているか否かを確認していますか。【確認書類等：譲渡等記録簿（様式第24号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
2,957 (97.7%)	70 (2.3%)	914	9

- 20 全ての家畜人工授精所の開設者は、毎年、都道府県知事に運営状況の報告をしなければならないことをご存じですか。【確認書類等：運営状況の報告（様式第28号及び様式第29号）】

はい	いいえ	無回答
3,749 (95.2%)	188 (4.8%)	13

- 21 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）についての運営状況の報告は、月毎に、生産数量・譲受数量・譲渡数量・利用数量・廃棄又は亡失数量・月末の保存数量を整理して報告する必要がありますが、それが可能となるように帳簿等を管理していますか。【確認書類等：運営状況の報告（様式第28号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,302 (93.7%)	222 (6.3%)	410	16

- 22 令和2年10月1日（法施行）時点で家畜人工授精所において保存（処理）されていない精液又は受精卵の譲受や譲渡はありませんか。

ない	ある	無回答
3,926 (99.7%)	13 (0.3%)	11

- 23 家畜人工授精簿に添付した精液又は受精卵の証明書やストローを処分する際は、不正利用がされないような措置をしていますか。【通知事項】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,250 (97.5%)	84 (2.5%)	605	11

<家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に係る点検事項>

- 24 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）について、契約等により、使用者の範囲や目的の制限を明示する取組が進められていることはご存じですか。【通知事項】

はい	いいえ	無回答
3,673 (93.3%)	265 (6.7%)	12

- 25 生産した和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）について、契約等により使用者の範囲や目的の制限を明示して販売していますか。【通知事項】

はい	いいえ	該当なし	無回答
1,256 (94.2%)	77 (5.8%)	2,607	10

- 26 契約等により使用者の範囲や目的の制限がされている和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を購入する際は、制限の内容について購入先と合意をしていますか。【確認書類等：契約約款、定型約款、売買契約書等】

はい	いいえ	該当なし	無回答
2,802 (97.8%)	63 (2.2%)	1,076	9

- 27 契約等により使用者の範囲や目的の制限がされている和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を購入し、他者に譲渡する際は、相手に対し、同様の制限を義務づけていますか。【確認書類等：契約約款、定型約款、売買契約書等】

はい	いいえ	該当なし	無回答
1,819 (95.5%)	86 (4.5%)	2,035	10

- 28 契約等により使用者の範囲や目的が制限されている和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）について、使用者の範囲や目的を逸脱しているにもかかわらず、これを所有していませんか。

所有していない	所有している	無回答
3,934 (99.9%)	4 (0.1%)	12

- 29 「家畜人工授精簿」や「譲渡等記録簿」等は、どのような方法で記載していますか。

パソコン等	紙	該当なし	無回答
1,443 (31.6%)	3,118 (68.4%)	136	70

- 30 令和2年に家畜改良増殖法が改正されたことや、家畜遺伝資源法が制定されたことをご存じでしたか。

はい	いいえ	無回答等
3,814 (98.3%)	66 (1.7%)	70

- 31 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）の輸出や使用済みの証明書の売買・無償譲渡等を持ちかけられるなど、不正流通の勧誘等を受けた事がありますか。

ない	ある	無回答
3,859 (99.3%)	26 (0.7%)	65